

平成30年12月27日
自動車局貨物課

「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするための ガイドライン」をまとめました ～荷主・運送事業者双方の共通理解に向けて～

トラック運送機能の安定的・継続的な提供を可能とするために、コンプライアンス違反を防止しつつ運行に必要となるコスト構成や効率的な運送を可能とする運行事例等について取りまとめたので公表します。

国土交通省では、トラック事業者が適正な水準の運賃・料金を収受できる環境を整えることを目的として、平成28年7月に学識経験者、トラック運送事業者・荷主等の関係者及び関係省庁から構成される「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を立ち上げ、具体的な方策等について検討を進めてきました。

同検討会における議論を踏まえ、コンプライアンス違反を防止しつつトラック運送機能の持続的確保を図る上で一定のコストが必要となること等について荷主・運送事業者双方の共通理解を促すために、事業の実施におけるコスト構成や運行事例等も含めてガイドラインとして取りまとめました。

引き続き、関係省庁間で密接に連携しつつ、適正運賃収受の実現に向け、荷主・運送事業者双方に対する働きかけ等に取り組んでいきます。

《ガイドラインのポイント》

法令を遵守した運送機能を安定的・継続的に提供する上での、

- 運送に必要なコストの説明
- 効率的な運送を可能とする運行事例の紹介

【ガイドラインの掲載HP】

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000041.html

【参考】

○「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000027.html

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 尾崎、足利

TEL : 03-5253-8111 (内線 41333) 直通 : 03-5253-8575

FAX : 03-5253-1637